

(事業の目的)

第1条 要介護・要支援状態となった場合、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行う。

2. 自ら提供するリハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。
3. 事業の提供に当たっては、利用者の主治医の指示をもとに、利用者の希望、心身の状況等を踏まえた居宅サービス計画に沿って、リハビリテーションの目標や、目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画を作成し、これに基づいて利用者の心身機能の維持回復を図るようなサービスを妥当適切に行う。
4. 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又は利用者家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう指導又は説明を行う。
5. 事業の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又は利用者家族に対して適切なサービスの提供を行う。
6. 事業の提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス及び居宅サービス事業所等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。
7. 理学療法士または作業療法士等は、主治医の指示を基に訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画を作成し、それを利用者に交付するとともに、利用者又は利用者家族に対して適切な指導を行い、サービスの実施状況及びその評価について記録し、主治医に報告すると同時に居宅介護支援事業所等に対しても情報提供を行う。また、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努める。
8. 介護保険法その他の法令、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名 称 公益社団法人京都保健会 京都協立病院
2. 所在地 京都府綾部市高津町三反田1番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 医師 1名
管理者は、事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。また、訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画の作成、指導、助言を行う。
2. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等 1名以上

医師の指示及び訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーションを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は下記の通りとする。

1. 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く。
2. 営業時間：8時30分～5時00分までとする。但し、土曜日は8時30分～12時30分までとする。
3. 上記の日、時間で臨時休業する場合はその都度掲示する。

(通常の事業の実施範囲)

第6条 綾部市全域

(利用料等)

第7条 サービスを提供した利用者については、介護保険報酬に応じた利用者負担金を徴収する。なお法定代理受領分以外の場合は介護保険報酬額の相当額を徴収する。

(秘密の保持と個人情報の保護)

第8条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適正な取扱いに努める。

2. 事業所及びその従業者は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者または利用者家族の秘密を漏らしてはならない。
3. 事業所は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者家族の秘密を漏らすことがないように、必要な処置を講ずる。
4. 事業所は、利用者に医療上の必要がある場合、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供する事ができるものとする。

(衛生管理)

第9条 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2. 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
3. 事業所において感染症の発生又はまん延しないように次に掲げる処置を講じるとともに、必要に応じ中丹東保健所の助言、指導を求めるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者及び擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（苦情処理）

第11条 事業所は、提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて市町村窓口及び国保連合会を紹介する。苦情対応責任者はよりそい支援室 課長 安岡 綾とする。

（緊急時及び非常災害時の対応）

第12条 従業者は、サービスの提供中に利用者の病状急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、サービスの提供中により事故が発生した場合は、綾部市、当該利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第14条 当該事業所の職員は社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所、他のサービス事業所及び施設、市町村職員等と連携を密にし、利用者に必要な援助を行う。

2. 事業所は、適切さサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3. 事業所は、サービス提供に関する記録等や苦情対応記録及び事故発生時の記録については整備し、サービス提供を完結した日から最低5年間は保存するものとする。

4. 事業所は、サービス提供により、賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償を速やかに行う。そのために事業所は「賠償責任保険」に加入するものとする。

5. 止むを得ない事情によりリハビリテーションの実施が困難な場合は、他の事業所を紹介する等必要な対応を行う。

6. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は公益社団法人京都保健会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

(付則)

この規定は、平成25年10月1日から改定・施行する。

平成27年8月1日から改定・施行する。

令和2年6月1日から改定・施行する。

令和4年4月1日から改定・施行する。（国の制度改定に伴う改定）

令和6年7月1日から改訂・施行する。